

【鴻巣市】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 令和8年3月31日)

掲載No.	サービス種別	基準区分	項目	質問	回答	参考資料等	掲載日
1	共通	1 人員	常勤換算	常勤換算の考え方・算出式について確認したい。	当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間で32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算します。(算出式)当月の職員の勤務時間数/ 当月の常勤職員勤務時間数(小数点第2位以下切捨て)	居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等	令和元年10月1日
2	共通	1 人員	常勤	常勤の解釈について確認したい。	当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。	居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)	令和元年10月1日
3	共通	1 人員	管理者の兼務	管理者の兼務が認められる範囲について確認したい。	管理者については、原則「常勤専従」での配置が必要となりますが国が定める指定基準(人員に関する基準)の基準解釈通知により、管理業務に支障がないときは ① 当該事業所の他の職務に従事する場合 ② 同一敷地内の他の事業所、施設等に従事する場合 において兼務することができるものとしております。 なお、指定基準や介護報酬に係る加算要件で、直接処遇職員がサービス提供時間中専従となっている場合や、基準の員数しか配置していない場合(勤務時間の規定がないものを除く)、当該直接処遇職員と管理者との兼務は管理上支障があると考えられるため、認められません。	居宅サービス運営基準解釈通知第3-1-(3)等	令和元年10月1日
4	共通	4 報酬	短期入所サービス・通所サービス中の福祉用具レンタルの使用	短期入所サービス及び通所サービスを提供している事業所に介護保険でレンタルしている福祉用具を持ち込んで使用することは可能か。	短期入所サービス及び通所サービスに必要な福祉用具については介護報酬に含まれており、当該サービスを提供している事業所側で用意すべきものであり、利用者に負担させて用意させることは認められません。	居宅サービス運営基準解釈通知第3-6-2(1)等	令和元年10月1日
5	共通	4 報酬	月額報酬の日割り請求について	月額報酬の日割り請求の起算日等の考え方について確認したい。	同ページの参考資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」(I-資料9)をご確認ください。 ※同ページに資料があります。	「介護保険事務処理システムに係る参考資料(令和元年8月6日事務連絡)」資料9	令和元年10月1日
6	1 訪問介護	4 報酬	生活援助による浴室掃除	生活援助による浴室掃除はどのような場合に行うことが可能か。	訪問介護における生活援助は、介護給付として認められる範囲は限定的なものとなり、生活援助による浴室の清掃は原則認められません。 しかし、例外として下記の点について適切に検討されている場合には、生活援助としての浴室清掃が否定されません。 ① 対象者が独居であること。 ⇒日中独居は不可。ただし、同居人が障がい等で浴室清掃が困難であるときは認められる場合があります。 ② ADL的に身体介護を受けずに自宅の浴室で入浴していることが適切であること。 ⇒不適切ならば身体介護として入浴の介助を行うか、代替サービスを検討して下さい。 ③ 自分で浴室を清掃することが困難であること。 ⇒洗う道具などを工夫しても清掃が困難であるかどうかを確認してください。 ④ 身体介助における自立生活支援のための見守りの援助ではなく、生活援助で浴室の清掃を行っている理由。 ⇒生活援助でなければ介助を行えない状況であるかどうかを確認してください。 ⑤ 訪問介護による清掃が適切な頻度でかつ日常的な清掃であるか。 ⇒必要以上の頻度で清掃をしている場合及び大掃除と認められる場合は不可。清掃の頻度と範囲を明確にする必要があります。 ⑥ 今後本人が浴室清掃を行えるようになる可能性 ⇒現状は本人による浴室清掃が困難であっても、機能訓練等によるADLの向上により、将来浴室清掃が行える可能性について検討し、サービス導入後も継続的にサービスの是非について検討する必要があります。 以上について、アセスメントによるニーズ分析の下、サービス担当者会議において適切に検討・判断され、その旨がケアプランに明確に記載されている必要があります。	平成27年度第3回鴻巣市事業者連絡会通知事項	令和元年10月1日
7	1 訪問介護	4 報酬	預金の引き出し	生活費をおろすための金融機関への外出について外出介助サービスを利用することは、介護給付として認められるか。	通院・外出介助を居宅サービス計画に盛り込む場合には、課題の把握・分析の結果やサービス担当者会議での意見等を踏まえ、最終的に介護支援専門員の判断で利用者の自立支援の観点から必要か否かを検討する必要があります。 生活費を下ろすための外出介助サービスについても、同様の観点から、本人の自立支援にとって必要かどうか介護支援専門員が判断してください。		令和元年10月1日
8	1 訪問介護	4 報酬	院内介助	利用者が院内での受付等について、病院側が対応することが困難なとき、訪問介護で対応することは可能か。	病院内の介助については、病院のスタッフが行うことが通常であります。下記の状況が認められるときは訪問介護の対象となる場合があります。 ① 病院のスタッフからの援助が望めない。 ② 介助がないと院内での行動が困難である。 例)・院内の移動に介助が必要。 ・認知症その他のため見守りが必要 ・排泄に介助が必要である。 ③ 適切なケアマネジメントが行われた上で、院内介助が必要と認められ、その旨がケアプランに残されている。 以上の要件を満たしたうえで、 ・院内において、訪問介護を算定する時間を平均化したうえで明確にしてください。 ・病院の担当部署と相談し、検討した内容については記録として残すようにしてください。	平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡	令和元年10月1日
9	7 通所リハビリテーション	4 報酬	通所リハビリと訪問リハビリの併用	同一のサービス計画に通所リハビリと訪問リハビリを同時に位置づけることは可能か。	通所リハビリのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は訪問リハ費を算定できるものです。	老企第36号第2の5(3)	令和元年10月1日

【鴻巣市】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 令和8年3月31日)

掲載No.	サービス種別	基準区分	項目	質問	回答	参考資料等	掲載日
10	8 短期入所生活介護	4 報酬	連続30日を超える連続入所	同日にある短期入所生活介護事業所から別の短期入所生活介護事業所に移ったとき、日数のカウントはどうなるか。	一日に二つの事業所の短期入所生活介護を利用した場合は、それぞれで利用したことになるので、二日分のカウントとなります。		令和元年10月1日
11	11 福祉用具貸与	4 報酬	同一品目の複数レンタルについて	車椅子を屋内用と屋外用の二つをレンタルするなど、同一品目を複数レンタルすることは可能か。	住宅環境、本人の身体状態等を踏まえた上で必要性が認められれば可能です。		令和元年10月1日
12	11 福祉用具貸与	4 報酬	複合的機能を有する福祉用具について	踏み台付手すりなど保険給付の対象外となる機能が含まれている福祉用具の貸与についての取扱いについて確認したい。	厚生省の通知には以下の通りとあります。 「複合的機能を有する福祉用具について(抜粋) (1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。」 したがって、保険給付の対象外となる機能が含まれている福祉用具の貸与については、以下のとおりとなります。 ①対象部分と対象外部分を区分できる場合は対象部分のみ保険給付が行われ、対象外部分は自費となります。 ②対象部分と対象外部分を区分できない場合は、福祉用具貸与の種目に該当しない機能が含まれる福祉用具として、全ての部分で保険給付の対象外となります。		令和元年10月1日
13	11 福祉用具貸与	4 報酬	福祉用具貸与の対象となる品目	福祉用具貸与の対象となる品目の基準について確認したい。	基本的な考え方としては、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号)等で示されている福祉用具が対象となります。 個別の福祉用具については、本市の考え方としては、公益財団法人テクノエイド協会において「貸与マーク」がついている福祉用具については基本的に対象となります。「貸与マーク」がついていない福祉用具について対象となるか確認されたい場合は、当該まで福祉用具の詳細がわかる資料を持参しお問い合わせください。 ※TAISコードがついているだけでは対象とならない場合がありますのでご注意ください。	令和元年度鴻巣市介護保険福祉用具・住宅改修事業者連絡会周知事項	令和元年10月1日
14	11 福祉用具貸与	4 報酬	歩行器とシルバーカー	保険給付の対象となる歩行器と対象外となるシルバーカーの違いについて確認したい	保険給付の対象となる歩行器は以下の要件を満たすものとなります。 要件 「歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの」 保険給付の対象外となるシルバーカーは上記の要件を満たさないものであり、例えば車輪を有していても掴まる部分が体の前部分しかないものは保険給付の対象なりません。	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目〔平成11年3月31日厚生省告示第93号〕	令和元年10月1日
15	13 居宅介護支援	5 その他	施設入退所における居宅サービス計画作成届出の提出について	施設入退所に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出していたが、施設退所後に再び同一の居宅介護支援事業所が担当する場合、同届出書を再度提出する必要があるか。	居宅サービス計画作成依頼届出書は、被保険者と居宅介護支援の利用に係る契約を締結したときに提出する必要があります。 したがって、施設入所によって当該契約が終了した場合は、施設退所後に再度契約を締結することになりますので、同届出書も再度提出する必要があります。反対に、施設入所によっても当該契約が終了していない場合は、再度提出する必要はありません。 なお、施設入所によって在宅でのサービスは終了となるので、居宅介護支援に係る契約も終了とすることが望ましく、施設退所によって再度居宅介護支援を提供する場合は再契約をすることが望ましい。		令和元年10月1日
16	12 福祉用具購入	4 報酬	同一品目の再購入について	過去に購入した福祉用具と同じ品目を再購入することが認められるかの可否と、認められる場合の手続きについて確認したい。	同じ品目を再購入することは原則認められません。 しかし、通常の使用による劣化等により、安全性が保てないなど使用に支障がある場合は下記の手続きにより再購入することは可能です。 同じ品目を再購入する場合の手続きについては、購入前に「特定福祉用具再購入に係る理由書」に現在使用している福祉用具の状態がわかる写真を添付して提出してください。その後、市職員が現物確認を行い、再購入が必要と認められれば、通常の手続きにより申請を行うことができます。	平成26年度第3回介護保険事業者連絡会周知事項	令和元年10月1日
17	14 住宅改修	5 その他	介護保険対象外部分の改修が含まれる場合	1つの工事で介護保険対象外部分と介護保険対象部分の両方が含まれている場合の注意点について確認したい。	事前申請時における見積書及び事後申請時における内訳書において、対象外部分と対象部分の工事の金額がそれぞれ明確にわかるように区分してください。 領収書は1つの領収書で提出していただき、「内介護保険分〇〇〇円」などと記入していただき、対象分の金額が支払われていることがわかるようにしてください。 なお、介護保険給付の対象部分と対象外部分を分けて、対象部分だけを申請することもできます。		令和元年10月1日
18	14 住宅改修	5 その他	段差解消	段差解消工事を行う際の事前及び事後の申請で添付する写真はどのように撮ればよいか。	段差解消工事においては、工事の前後で段差が解消されていることが確認できることが必要です。したがって、事前申請において、段差が何cmあるのかメジャーを当てなどして具体的にわかるように写真を撮ってください。事後申請においても、段差が何cm解消されたか確認しますので、事前の申請と同じ角度でメジャーを当てて写真を撮ってください。ただし、段差が完全に解消されメジャーを当てることが困難な場合は、ものさしを横に置くなどして段差がないことをわかるようにしたうえで同じ角度で写真を撮ってください。		令和元年10月1日
19	14 住宅改修	5 その他	段差解消	踏み台を設置する場合は写真をどのように撮ればよいか。	踏み台の設置は段差解消工事となりますので、上記の段差解消工事と同様に段差解消前後の段差の様子がわかる写真を撮ってください。 なお、段差解消後の写真については、 ①踏み台の全体がわかる写真 ②下の面から踏み台までの高さを測っている写真 ③踏み台から上の段までの高さを測っている写真 ④踏み台を固定していることがわかる箇所の写真 以上の4点を添付してください。		令和元年10月1日

【鴻巣市】介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

(最終更新日 令和8年3月31日)

掲載No.	サービス種別	基準区分	項目	質問	回答	参考資料等	掲載日
20	1 訪問介護	4 報酬	ロングショート先からの移送に係る乗降介助	令和3年4月の報酬改定により、病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても同一事業所が行うことを条件に算定可能となったが、ロングショート先から病院へ通院する場合は算定できるか。また、月をまたいだ移送も算定できるのか。	介護保険最新情報Vol. 934(令和3年3月16日付)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」において、「目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には」とあることから、ショート先からの移送のみの場合は算定できない。また、同一日中の外出を想定しているため月をまたぐ移送を含めて算定することはできません。		令和8年3月31日
21	14 住宅改修	5 その他	段差解消	上がりかまちが玄関の敷居に対して平行ではなく、貸与スロープが設置できない。設置するために、上がりかまちを平行にするための改修工事をしたい。住宅改修の給付対象か。	工事施工によって段差が解消されない工事は、介護保険給付の対象になりません。		令和8年3月31日
22	15 住宅改修	5 その他	段差解消	玄関外の階段の幅が狭く、足を踏み外して転倒する可能性があるため階段の幅を拡張したいが、支給対象となるか。	蹴上げの高さが変わらないことから段差解消の工事ではないため、支給対象外です。		令和8年3月31日
23	16 住宅改修	5 その他	便器の交換	和式便器を洋式便器に交換する工事について、和式便器に向かって前方の壁にペーパーホルダーがある関係上、洋式便器に交換したときにホルダーの位置が後方になってしまう。同時にトイレ手すりの工事を行うため、ペーパーホルダー付の手すりによって解決したいが、給付対象になるか。	日常生活に必要な手すりの設置のみが住宅改修の対象となるため、柵やペーパーホルダー等、他の機能・装飾部分は住宅改修の支給対象となりませんが、和式便器から洋式便器への交換の際、元々あったペーパーホルダーが使用できなくなってしまう場合は手すりのペーパーホルダー部分についても便器の取替の付帯工事として支給対象とします。		令和8年3月31日
24	17 住宅改修	5 その他	扉の交換	家族の車で通院するにあたり、玄関から車まで距離があるため、裏の勝手口から出入りしているが、その導線が非常に狭く、地面もデコボコしているため、転倒のリスクが高い。導線が確保できる場所に扉を新設することは支給対象となるか。	扉の新設は、「手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なもの」を支給対象としており、外壁を壊して勝手口を新設することは小規模な工事にあらず、「引き戸等への扉の取替え」の類型に当てはまらないため支給対象になりません。		令和8年3月31日
25	11 福祉用具貸与	4 報酬	短期入所中の福祉用具貸与	ロングショート利用中だが臀部が骨ばって痛いので、車いす付属品としてクッションの貸与を利用したいと利用者から希望があった。福祉用具貸与として算定してよいか。	短期入所中に使用する福祉用具については短期入所事業者が用意すべきであるため、算定できません。		令和8年3月31日
26	12 福祉用具購入	5 その他	再購入	ひじ掛け背もたれ無しシャワーチェアを5年前に購入したが、状態の変化によりひじ掛け背もたれ付きのもを購入したい。要介護度は変動しておらず、以前の購入品は破損していない。	要介護度が変わっていない場合でも、身体状況の変化により以前購入した福祉用具では利用が困難なときは再購入いただけます。再購入の理由書を提出してください。		令和8年3月31日
27	13 居宅介護支援	4 報酬	月途中からの小規模多機能型居宅介護利用	区分変更により月途中で要支援から要介護になった。それまでは包括在宅サービス利用し、要介護になると同時に小規模多機能に切り替えた。この場合、給付管理は包括、小規模多機能どちらが行うか。	同月中に居宅介護(介護予防)サービスの利用があった場合、その月の給付管理は包括支援センター(居宅介護支援事業所)が行い、小規模多機能型居宅介護は翌月から開始になります。		令和8年3月31日